

「藤丸を応援する会」会則

(名称)

第1条 この会の名称は「藤丸を応援する会」と称する

(会員)

第2条 この会は「藤丸を応援する会」の会則に賛同する個人・法人で構成する

(目的)

第3条 帯広市中心街の活性化に寄与すると共に、藤丸サポーターとして応援することを目的とする

(賛同要件・事業)

第4条 イ 仲間を募り「藤丸に行こう・買い物をしよう」の主旨に賛同し、協力できること

ロ 藤丸に対し種々の提言、意見具申ができること

ハ この会が行うアンケート調査等の事業に協力できること

ニ その他藤丸が集客できる催しで、運営委員会において協議・決定した事業に賛同し、協力できること

(総会・運営委員会)

第5条 総会は運営委員会が必要と判断した場合に開催する。運営委員会は必要に応じ適宜開催し、会長が招集する。

(決議)

第6条 役員の任免、会則の改廃は総会の決議とし、他の運営に伴う事項は、運営委員会が協議・決定する

(役員)

第7条 この会には会長、副会長若干名、事務局長、事務局次長、会計、運営委員若干名、監査を置き、総会において選任する。任期は特に定めない。

(会計)

第8条 この会の会計は会費・寄付金（協賛金）等で運営する。

(事務所)

第9条 この会の事務所は事務局長宅に置く

付則 この会則は平成18年6月2日より施行する

平成28年11月17日 改正